## 土地改良法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 組合員の資格交替の円滑化等

土 地 改良事 業に参加する資格 ( 以 下 「事業参加資格」という。) を貸借地の所有者 から耕作又は

の業務を営む者へ交替する場合の農業委員会の承認を廃止し、 申出によるものとすること。

(第三条第二項関係)

農地中間管理機構が組合員たる資格を取得し、 又は喪失した場合において、 当該資格の得喪を土地改

良区に通 知したときは、 農地中間管理機構以外の当事者についても資格得喪通知をしたものとみなすも

のとすること。

(第四十三条第三項関係)

三 土地改良区は、 定款で定めるところにより、 貸借地の所有者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者で

あって、事業参加資格を有しないものを、 准組合員として土地改良区に加入させることができるものと

すること。

(第十五条の二から第十五条の四まで関係)

兀 准 組合員 は、 総会に出席して意見を述べることができるものとすること。 (第三十二条第四 項関係

五. 土地 改良区は、 准組合員が、 組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申

出たときは、 当該准組合員に対して賦課徴収するものとすること。

(第三十六条第二項関係)

六 土地改良区は、 耕作又は養畜 の業務を営む者の土地改良事業  $\sim$ の参加 の促進を図るため、 土地 改良施

設 の管 理その 他 の 土 地 改良事業に関する情報の提供に努めるものとすること。

(第十五条の五第一項関係)

七 国及び地方公共団体等は、 土地改良区に対し、必要な指導、 助言その他の援助を行うほか、 国等が行

う土地改良事業により新設又は変更した土地改良施設に係る情報の提供を行うよう努めるものとするこ

کی

(第十五条の五第二項及び第五十七条の九関係)

第二 土地改良施設の管理への参加

土地改良区は、 定款で定めるところにより、 地域住民を主たる構成員とする団体で土地改良施設 の管

理に関連する活動を行うものを、 施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができるものと

すること。

(第十五条の二から第十五条の四まで関係)

施設管理准組合員は、 総会に出席して意見を述べることができるものとすること。

(第三十二条第四項関係)

 $\equiv$ 土地改良区は、 施設管理准組合員に対し、 土地改良施設の管理への協力を求めることができるものと

すること。

(第三十六条の二関係)

第三 理事の資格要件の見直し

土地改良区 (土地改良区連合を含む。 第五及び第六において同じ。)の理事の定数の少なくとも五分の

三は、原則として、組合員で、かつ、耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないものとすること。

(第十八条第五項等関係)

第四 総代会制度の見直し

総代会の設置要件 を組合員の数が百人を超える土地改良区とするとともに、 総代の定数を三十人以上

で定款で定めることとすること。

(第二十三条第一項及び第二項関係)

二 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の役員の選挙に準じて土地改

良区が行うものとすること。

 $\equiv$ 

(第二十三条第四項において準用する第十八条第三項関係)

総代は、 書面又は代理人をもって議決権を行使することができるものとすること。

(第二十三条第五項において準用する第三十一条第二項関係)

兀 総代会において解散又は合併の決議があったときは、 理事は、 決議の内容を組合員に通知するととも

に、 組合員 が総組合員  $\mathcal{O}$ 五分の一 以上の 同 1.意を得て総会の招集を請求したときは、 総会を招集 しなけれ

ばならないものとすること。

(第二十四条関係

第五 財務会計制度の見直し

土地改良区の監事のうち一人以上は、 原則として、組合員等以外の者でなければならないものとする

ر ح ا

(第十八条第六項等関係

土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、 決算関係書類として、 事業報告書、 収支決算書及び財 産

目録 のほ か、 原則として貸借対照表を作成することとし、 決算関係書類について、 監事  $\mathcal{O}$ )意見書: を添 付

て総会に提出するとともに、 総会の承認後、 都道府県知事等への提出及び公表を行うものとすること。

(第二十九条の二等関係)

第六 利水調整規程の策定

土地改良区 は、 農業 用 の用水施設 の管理を行う場合には、 農業用水の利用の調整に関する事項に ついて

、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとすること。

(第五十七条の三の二等関係)

第七 土地改良区連合の業務の拡充

一以上の土地改良区 は 土地改良事業の ほ か、 土地改良区の事業の一 部を行うため、 土地改良区連合を

設立することができるものとすること。

(第七十七条関係

第八 施行期日等

この法律は、 平成三十一年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

この法律 上の施行 の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、 理事 及び監事の要件に係

る第三及び第五の 0 規定は、 施 行 日から起算 して四年を経過した日以 後最初に招 集される通 常総会の

終了の時までは、適用しないものとすること。

(附則第三条関係

この法律 (T) 施行 の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、 貸借対照表に係る第五  $\mathcal{O}$ 

三

二の規定は、 施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用するものとするこ

•

[附則第六条関係]

兀 その 他 所要の経過措置を整備するとともに、 関係法律  $\mathcal{O}$ 一部を改正するものとすること。

、附則第二条、第四条、第五条、第七条から第十一条まで関係)